

(非公式訳)
投資委員会布告
第 6/2554 号
件名：環境問題対策の修正

環境問題を軽減させるためにプロジェクトの既存機械の変更に投資する場合の環境問題対策を修正すべきとし、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条第 2 段落および第 31 条第 2 段落および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り、環境問題対策に基づく投資奨励規定を修正する。

1. 仏暦 2553 年(2010 年)4 月 23 日付け第 2/2553 号投資委員会布告件名：持続的発展のための投資奨励における第 2.4.2 項を撤廃し、以下の文章に置き換える。

“2.4.2 土地代および運転資金を除き投資金額の 70%で現行事業の収入に対する法人所得税を 3 年間免除する。ただし、環境インパクト軽減のための投資奨励措置に基づくプロジェクトは土地代および運転資金を除く設備改善のための投資金額の 100%で現行事業の収入に対する法人所得税を 8 年間免除する。”

2. 仏暦 2553 年(2010 年)4 月 23 日付け第 2/2553 号投資委員会布告件名：持続的発展のための投資奨励における第 4.3.2 項を撤廃し、以下の文章に置き換える。

“4.3.2 土地代および運転資金を除き投資金額の 100%で現行事業の収入に対する法人所得税を 8 年間免除する。”

3. 環境インパクト軽減のための投資奨励措置に基づきすでに奨励を授受し、2011 年 4 月 11 日の時点で税的恩典期間をまだ終了していないプロジェクトは本布告に基づく恩典の追加授受を申請することができる。

2011 年 4 月 11 日から適用する。

布告日 2011 年 5 月 18 日

アピシット・ウェーチャーチャーワ
首相
投資委員会委員長